

和歌山県移住者農林水産就業補助金交付要綱

平成24年4月2日制定
平成27年9月7日改正
平成29年4月1日改正
令和元年5月1日改正
令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 知事は、現役世代の和歌山県への移住を促進し、県内各地域の振興を図るため、県外から県内の「移住推進市町村（地域）」へ移住し農林水産業に就業する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住推進市町村（地域）」及び「受入協議会」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「移住推進市町村（地域）」とは、市町村職員によるワンストップ相談員を配置し、受入協議会を設置して移住を推進している和歌山県内の市町村（地域）
- (2) 「受入協議会」とは、移住推進市町村（地域）の住民等で構成され、移住を推進している協議会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、移住推進市町村（地域）の支援を受けて同市町村へ移住し、新たに農林水産業に就業する者で別に定める要件を満たす者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、前条で規定する補助対象者が農林水産業に必要な設備等を整え県内で就業する事業とする。

(交付の対象経費及び交付額)

第5条 補助金交付の対象経費は、補助事業に要する経費のうち、別に定める経費とする。

- 2 補助金の交付の額は、補助金交付の対象経費の実支出額と50万円のうちいずれか低い方の額（その額に千円未満の端数金額がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提 出 期 限
移住者農林水産就業計画書及び収支予算書	別記第1号様式	正1部 副1部	別途知事が指定する日
移住支援証明書	別記第2号様式		

(交付条件)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合。(補助事業の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。)

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その利用にあたっては、事業の継続に向けて効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を供え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(6) 補助事業完了後5年間は、各年度の事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならないこと。

(変更の承認)

第8条 補助事業を行う者が、前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ移住者農林産就業補助金変更承認申請書(別記第4号様式)に変更後の事業計画書及び収支予算書(別記第1号様式)を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提 出 期 限
移住者農林水産就業補助金実績報告書	別記第5号様式	正1部 副1部	3月15日(同日が休日に当たる場合は、同日の直後の休日以外の日)
補助対象設備等の写真			
領収書の写し			

(書類の経由)

第10条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、当該移住推進市町村を經由し、管轄する振興局長に提出するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、事業完了後に補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上(消費税及び地方消費税の額を除く。)の機械及び器具
- (3) その他知事が特に必要があると認めて指定するもの

ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間若しくはこれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については知事が別に定める